

博 士 論 文

海上における阻止活動の新展開

— 合法性根拠の追求を中心として —

New Expansion of the Interception Activities at Sea

- Focusing on the Pursuance of Legal Grounds -

横浜国立大学大学院
国際社会科学研究科

沼田 良亨

(Numata, Yoshiyuki)

2009年3月

March, 2009

白 紙

目 次

序 章	1
第 1 章 海上における阻止活動の枠組み	11
第 1 節 海上警察権の行使	11
第 1 項 沿岸国の管轄権に基づく行使	11
第 2 項 旗国主義の例外としての公海海上警察権	17
第 3 項 ダイナミズムにおける傾向	23
第 2 節 国連決議に基づく禁輸執行	36
第 1 項 禁輸執行の目的	36
第 2 項 過去の実行における実施措置とその限度	37
第 3 項 海上警察権行使との相違	42
第 4 項 ダイナミズムにおける変革	43
第 3 節 海戦法に基づく臨検・拿捕等の措置	45
第 1 項 目的及び実施措置等	46
第 2 項 第二次世界大戦後の実行と評価	52
第 3 項 国連決議に基づく禁輸執行との相違	55
第 4 項 ダイナミズムにおける沈静	56
第 2 章 従来枠組みにおける制約の顕在化	61
第 1 節 従来枠組みとの適合性の揺らぎ	61
第 1 項 警察権行使としての適合性	62
第 2 項 海戦法適用事例としての適合性	74
第 3 項 国連決議に基づく措置としての適合性	83
第 2 節 従来枠組みによる実効性への疑問	88
第 1 項 公海海上警察権の適用とその限界	88
第 2 項 PSI (Proliferation Security Initiative) による 対応とその限界	90
第 3 節 従来枠組みにおける制約緩和への挑戦	100
第 1 項 既存のルールの活用	100

第 2 項 新規条約の作成	106
第 3 項 慣習国際法の釀成	108
第 4 項 現行国際法に対する違反	109
第 3 章 海上阻止活動への自衛権の援用とその拡大	113
第 1 節 自衛権援用への動機	113
第 1 項 自衛権の淵源に拠る援用の利便性	113
第 2 項 「公海自由」の原則への対抗性	116
第 3 項 援用による新たな可能性への拡大	121
第 2 節 先制自衛及び予防自衛に関する考察	124
第 1 項 慣習法としての存在	124
第 2 項 国連憲章による慣習法への影響	129
第 3 項 諸論者の主張	134
第 4 項 国家実行による検証	141
第 5 項 国連憲章第 51 条の今日的意義	154
第 3 節 海上阻止活動への先制・予防自衛の	
援用が内在する危険性	156
第 1 項 暴力のスパイラル	157
第 2 項 援用の拡散	160
第 3 項 人道的介入 (Humanitarian Intervention) との相似	162
第 4 節 パラダイム・シフト (Paradigm Shift) 生起の検討	169
第 1 項 パラダイム・シフト生起論者の主張	171
第 2 項 パラダイム・シフト生起論者への反論	175
第 5 節 先制・予防自衛に関する小括	183
第 1 項 先制自衛の評価	184
第 2 項 予防自衛の評価	185
第 4 章 海上阻止活動の新展開に適合する合法性根拠	189
第 1 節 枠組み的アプローチによる合法性根拠の検討	189
第 1 項 検討の枠組み	189
第 2 項 二国間又は多国間条約による旗国主義の任意放棄	191

第 3 項 国連の恒久的決議に基づく措置	198
第 4 項 海戦法に基づく措置	213
 第 2 節 実践的アプローチによる合法性根拠の補足	220
第 1 項 多国間条約により延伸された海上警察権の行使	221
第 2 項 恒久的国連決議に基づく海上阻止活動	224
第 3 項 合法性根拠に関する小括	228
 第 3 節 具体の方策例の提言及び検証	229
第 1 項 暫定的段階を経ての常設海上阻止活動部隊	229
第 2 項 レジーム理論を用いての検証	232
第 3 項 法的視点からの考察	246
 第 5 章 結論に代えて – 我が国による対応の展望	249
第 1 節 従来の海上阻止活動に関わる我が国の対応	249
第 1 項 海上警察権の行使	249
第 2 項 国連決議に基づく禁輸執行	265
第 3 項 海戦法に基づく措置	268
第 2 節 法的制約と国際的道義	272
第 1 項 多国間条約により延伸された海上警察権の行使	273
第 2 項 恒久的国連決議に基づく海上阻止活動	276
第 3 節 今後の展望	282
第 1 項 基盤となる前提	282
第 2 項 多国間条約により延伸された海上警察権に基づく措置の 展望	286
第 3 項 恒久的国連決議に基づく海上阻止活動の展望	290
第 4 項 憲法上の制約に係る考察	292
結 語	300
 参考文献	301

白 紙